医政地発 0 2 0 8 第 2 号 平成 31 年 2 月 8 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公印省略)

「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動 要領」について

大規模災害時の各都道府県における保健医療活動に係る体制については、これまで「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成 29 年 7月5日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 第 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置し、保健所、保健医療活動チームその他の関係機関と連携を図り、全体としてマネジメントする機能を構築することをお示ししているところである。

今般、厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)による「首都直下型地震・南海トラフ地震等の大規模災害時に医療チームが効果的、効率的に活動するための今後の災害医療体制のあり方に関する研究」(研究代表者:小井土雄一国立病院機構災害医療センター臨床研究部長)において、保健医療調整本部等におけるコーディネート体制を担う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動要領案が作成された。当該活動要領案を参考に、厚生労働省は、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」における意見を踏まえ、「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」(以下「両活動要領」という。)を、別添1及び別添2のとおり取りまとめた。

貴職におかれては、両活動要領について御了知いただくとともに、貴管下の保健所、市区町村、その他の関係機関並びに災害医療コーディネーター又は災害時小児周産期リエゾンとなる者に対する周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項 の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

平成31年2月8日

### 第1 概要

### 1 背景

我が国は、これまで、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等を踏まえ、災害時における医療体制を整備してきた。まず、阪神・淡路大震災を契機に、「災害拠点病院の整備」、「災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team: DMAT)の養成」、「広域災害・救急医療情報システム(Emergency Medical Information System: EMIS)の整備」、「災害医療に係る保健所機能の強化」、「搬送機関との連携」等に取り組んできた。

その後、東日本大震災の経験から、「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」(平成23年10月)を踏まえ、厚生労働省は「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)を発出し、各都道府県に対し、医療チームの派遣調整等のコーディネート機能を十分に発揮できる体制の整備を求めるとともに、平成26年度より災害医療コーディネーターの養成を開始した。

また、小児・周産期医療と災害医療との連携の必要性が指摘されたことから、平成26・27年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「東日本大震災の課題からみた今後の災害医療体制のあり方に関する研究」(研究代表者:小井土雄一)において、災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期医療に関する情報収集、関係機関との調整等を担う災害時小児周産期リエゾンを活用した体制について検討が行われた。さらに、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)においては、地方自治体が、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮した防災知識の普及、訓練の実施、物資の備蓄等を行うとともに、災害から子供を守るための関係機関の連携の強化を図ることを促進することとした。これらを踏まえ、厚生労働省は、平成28年度より災害時小児周産期リエゾンの養成を開始した。

さらに、平成 28 年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「平成 28 年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」(平成 28 年 7 月)において、被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する必要があるとされたことを踏まえ、厚生労働省は「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 第 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を発出し、各都道府県に大規模災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

本要領は、このような経緯を踏まえ、大規模災害時に、被災地域において適切に保健 医療活動の総合調整が行われるよう、災害時小児周産期リエゾンの運用、活動内容等に ついて定めるものである。

### 2 本要領の位置付け

本要領は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、指定行政機関や都道 府県等がその防災業務計画や地域防災計画(地方公共団体間の災害時相互応援協定を含 む。)等において、災害時小児周産期リエゾンの運用計画等について記載する際及び都 道府県の医療計画等において、災害時小児周産期リエゾンの整備、運用等の災害時の医 療に係る項目を記載する際の指針となるものである。

なお、本要領は、災害時小児周産期リエゾンの運用、活動内容等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県等の自発的な活動を制限するものではない。

### 3 用語の定義

### (1) 保健医療調整本部

災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う本部をいう。 (「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 第 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知))

### (2) 災害医療コーディネーター

災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部(以下「保健医療調整本部等」という。)において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。

都道府県の保健医療調整本部に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。(以下、特別の記載がない限り、「災害医療コーディネーター」とは「都道府県災害医療コーディネーター」及び「地域災害医療コーディネーター」のいずれも該当するものとする。)

### (3) 保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team: DMAT)、日本医師会 災害医療チーム (Japan Medical Association Team: JMAT)、日本赤十字社の救護班、 独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、 保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team: DPAT)、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災 都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)をいう。

#### (4) 災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team: DMAT)

災害の発生直後の急性期(概ね 48 時間以内)に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームをいう。DMAT 事務局、DMAT 都道府県調整本部、DMAT 活動拠点本部等における活動、広域医療搬送、地域医療搬送、病院支

援、現場活動等を主な活動とする。また、各本部における業務のサポート、病院支援、 情報収集等のロジスティクスも行う。

### (5) ロジスティクス

保健医療活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。 保健医療活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム (Disaster Health Emergency Assistance Team: DHEAT)

災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームをいう。 (「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」(平成30年3月20日付け健健発0320第1号厚生労働省健康局健康課長通知))

## (7) 地域防災計画

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、都道府県防災会議において防災基本計画に基づき作成される、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画をいう。

(8) 広域災害・救急医療情報システム(Emergency Medical Information System: EMIS) 全国の災害医療に係る情報を共有し、災害時に、被災地域における迅速かつ適切な 医療及び救護に関わる各種情報の集約及び提供を行うものをいう。

### (9) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、 ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む。) であり、広域医療搬送以外のものをいう。

災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関から航空搬送拠点臨時医療施設 (Staging Care Unit:SCU) への搬送及び被災地域外の SCU から医療機関への搬送を含む。

#### (10) 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

### 4 災害時小児周産期リエゾンとは

災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健 医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地 の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う 都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により 任命された者である。 災害時小児周産期リエゾンは、平常時から当該都道府県における小児・周産期医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

### 5 運用の基本方針

- (1) 厚生労働省は、平常時に、災害時小児周産期リエゾンの活動要領を策定するとともに、その知識や技能の向上を目的とした研修を実施する。
- (2) 厚生労働省は、都道府県による、災害時小児周産期リエゾンの運用を含む災害時の医療提供体制の整備等について、必要な助言及び支援を行う。
- (3) 都道府県は、平常時に、災害時小児周産期リエゾンの運用計画の策定、災害時小児 周産期リエゾン及び災害時小児周産期リエゾンの所属する医療機関等(以下「災害 時小児周産期リエゾン所属施設」という。)との協定の締結等を行い、災害時に、災 害時小児周産期リエゾンの助言及び支援を受けて保健医療活動の総合調整を行う。
- (4) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの活動について、その労務管理の観点等から、災害の規模等に応じて交代要員を確保し、継続的な対応が可能となるよう配慮する。
- (5) 災害時小児周産期リエゾンの活動は、都道府県と災害時小児周産期リエゾンとの 間及び都道府県と災害時小児周産期リエゾン所属施設との間で平常時に締結された 協定、都道府県が策定する災害時小児周産期リエゾンの運用計画等に基づくもので ある。
- (6) 災害時小児周産期リエゾンの活動は、都道府県の招集に基づくものである。
- (7) 災害時小児周産期リエゾン所属施設は、平常時に、災害時小児周産期リエゾンが 災害に関する研修、訓練等に参加できるよう協力し、災害時に、都道府県との協定に 基づき災害時小児周産期リエゾンを派遣する。

### 第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
  - (1) 厚生労働省は、災害時小児周産期リエゾンの業務等について厚生労働省防災業務計画に明示する。
  - (2) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの運用計画を策定するとともに、災害時小児周産期リエゾンの業務等について地域防災計画に明示する。
  - (3) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの運用計画を策定するに当たり、各都道府県の地域防災会議、災害医療に関する協議会等において検討を行う。
  - (4) 災害時小児周産期リエゾンの運用計画には、災害時小児周産期リエゾンの任命状況等を踏まえ、招集基準、招集及び配置の方法、保健医療調整本部における活動等について明記することが望ましい。

### 2 任命及び協定

(1) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンを任命し、その活動内容や身分保障等について協定を締結する。協定の締結に当たっては、災害時小児周産期リエゾンに地

方公務員としての身分を付与することが望ましい。

- (2) 都道府県と災害時小児周産期リエゾンとの協定は、以下の事項を含むものとする。
  - ア 災害発生時の招集の方法(招集基準、自主参集基準、招集場所等を含む。)
  - イ 業務(活動場所等を含む。)
  - ウ 活動費用、事故等への補償
  - エ 任期、身分の取扱
- (3) 都道府県は、任命した災害時小児周産期リエゾンの一覧を作成する。
- (4) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの任命に当たり、災害時小児周産期リエゾン所属施設とも十分な協議を行い、必要な事項について災害時小児周産期リエゾン所属施設とも協定を締結する。
- (5) 都道府県と災害時小児周産期リエゾン所属施設との協定は、以下の事項を含むものとする。
  - ア 災害発生時の招集の方法
  - イ 活動費用、事故等への補償
  - ウ 任期、身分の取扱
- (6) 災害時小児周産期リエゾン所属施設は、自施設の業務継続計画、災害対策マニュアル等を策定するに当たり、災害時小児周産期リエゾンを派遣することについて留意する。
- (7) 災害時小児周産期リエゾンは、都道府県との協定を締結した後に、所属施設の変更等が生じた場合は、速やかに都道府県へ届け出る。

### 3 災害時小児周産期リエゾンの業務

- (1) 災害時小児周産期リエゾンは、当該都道府県の平常時における医療提供体制等を 踏まえ、災害時における小児・周産期医療提供体制の構築について、都道府県に対し て、平常時から助言を行う。具体的には、平常時に開催される災害医療対策会議等の 会議に出席するほか、都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等に当たり、助 言を行う。
- (2) 災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が関係学会、関係団体又は関係業者(食料、飲料水、調整粉乳等、医薬品、燃料、通信、交通等を含む。)との連携を構築する際にも、助言を行う。

### 4 研修、訓練等の実施

- (1) 厚生労働省は、災害時小児周産期リエゾンの養成並びに災害時小児周産期リエゾンの知識及び技能の向上を目的として、災害時小児周産期リエゾン養成研修事業等を実施する。
- (2) 都道府県は、厚生労働省の実施する研修及び各都道府県が実施する研修、訓練等を通じて、災害時小児周産期リエゾンの養成並びに災害時小児周産期リエゾンの知識及び技能の向上に努める。
- (3) 都道府県は、災害に関する研修、訓練(訓練の企画及び検証を含む。)に当たり、災害時小児周産期リエゾン所属施設に対して、災害時小児周産期リエゾンの派遣を要請する。

J

- (4) 災害時小児周産期リエゾン所属施設は、都道府県からの派遣要請を受けた場合、 災害時小児周産期リエゾンが災害に関する研修、訓練(訓練の企画及び検証を含む。) 等に参加できるよう協力する。
- (5) 災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が実施する災害に関する研修、訓練(訓練の企画及び検証を含む。) に参加するとともに、円滑な実施に協力する。

### 5 EMIS 等の活用のための準備

- (1) 厚生労働省は、都道府県に対し、災害時小児周産期リエゾンが共同で使用するための EMIS の機関コード及びパスワードを付与する。
- (2) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンに対し、災害時小児周産期リエゾンが共同で使用するために厚生労働省から付与された EMIS の機関コード及びパスワードを付与する。
- (3) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンに対し、EMIS の入力方法等について十分 把握できるよう、研修の機会を設ける。
- (4) 小児・周産期医療に関連する学会等は、災害時小児周産期リエゾンが、小児・周産期医療に関する災害情報システムについて理解し、災害時に利用できるよう、必要に応じて協力する。

### 第3 災害時の活動

- 1 災害時小児周産期リエゾンの招集、配置、運用
- (1) 被災都道府県は、招集基準に基づき、災害時小児周産期リエゾンの招集を行い、必要に応じて、災害時小児周産期リエゾン所属施設に対し、災害時小児周産期リエゾンの派遣要請を行う。
- (2) 被災都道府県は、都道府県災害対策本部の下に、災害時の保健医療活動の総合調整を行うための保健医療調整本部を設置し、保健医療調整本部に災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- (3) 非被災都道府県は、被災都道府県からの患者の受入れ等の支援を行うに当たり、 必要に応じて非被災都道府県の医務主管課等に災害時小児周産期リエゾンを配置す る。
- (4) 被災都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの健康管理に留意し、災害時小児周 産期リエゾンが業務を交代できる体制を確保する。
- (5) 被災都道府県は、災害時小児周産期リエゾンが他の災害時小児周産期リエゾンへ 業務を引き継ぐに当たり、引き継ぎに十分な期間を確保し、保健医療調整本部の活動が円滑に継続されるよう努める。
- (6) 被災都道府県は、保健医療調整本部において適宜会議を行うこと等を通じて、災害時小児周産期リエゾンの活動状況等について把握し、災害時小児周産期リエゾンの活動縮小及び活動終了についても検討する。この際、必要に応じて保健所、市町村、医療機関その他の関係機関と協議を行う。

### 2 災害時小児周産期リエゾンの業務

(1) 組織体制の構築に係る業務

- ① 保健医療調整本部の組織体制の構築に係る業務
  - ア 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部において、医務主管課、保健 衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員等の関係 者が相互に連携して行う、当該保健医療調整本部に係る業務について、都道府県 災害医療コーディネーターとともに、助言及び支援を行う。
  - イ 災害時小児周産期リエゾンは、被災都道府県が、保健医療調整本部に参画することが望ましいと考えられる関係者や、連絡及び情報連携を円滑に行うために、保健医療調整本部内に担当者を配置することが望ましい保健医療活動に係る関係機関等について検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言を行う。
- ② 保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部の組織体制の構築に係る業務

災害時小児周産期リエゾンは、被災都道府県が、保健医療活動の調整等を担う本部を設置することが望ましい保健所又は市町村について検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言を行う。

- (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務
  - ① 保健医療調整本部において収集すべき情報
    - ア 被災都道府県及び圏域ごとの医療機関(周産期母子医療センター、小児救命救 急センター等を含む。)、助産所、障害者支援施設、救護所、居宅、薬局等(以下 「医療機関等」という。)の被災状況及び復旧状況
    - イ 被災都道府県及び圏域ごとの医療機関等における保健医療ニーズ等
      - (ア) 支援を要する患者等の状況 (人工呼吸器、透析等の使用状況を含む。)
      - (イ) 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等 (ライフライン、調整粉乳等、医薬品、医療機器、医療ガス等を含む。)
    - ウ 保健医療活動チームの活動状況
    - エ その他保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報(保育器を用いた搬送が可能な救急用の自動車、ヘリコプター等の情報を含む。)
  - ② 情報の収集に係る業務
    - ア 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部が、保健所、市町村、保健 医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チームその他の保健医療活動に係る 関係機関(以下「保健医療活動チーム等」という。)から情報を収集するに当た り、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
    - イ 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部が、医療機関等の被災状況 及び復旧状況、保健医療活動チームの活動状況等について EMIS 等から情報を収 集するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、必要な情報や 優先して収集すべき情報等について助言を行い、情報の収集に必要な人員の確 保に係る助言及び調整の支援を行う。
  - ③ 情報の分析と対応策の立案に係る業務
    - ア 災害時小児周産期リエゾンは、被災都道府県及び圏域ごとの保健医療ニーズ と支援体制の状況について、整理又は分析するに当たり、都道府県災害医療コ

- ーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
- イ 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部において収集した情報及び その分析結果等を踏まえた対応策等を検討するに当たり、都道府県災害医療コ ーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
- (3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務
  - ① 被災都道府県における受援の調整に係る業務
    - ア 災害時小児周産期リエゾンは、派遣を要請する保健医療活動チームの具体的なチーム内容、チーム数、配置先等に係る計画について検討するに当たり、保健医療調整本部における活動の初期から、中長期的視点に立って、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
    - イ 災害時小児周産期リエゾンは、活動している保健医療活動チームの再配置の 要否等について検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターととも に、助言及び調整の支援を行う。
    - ウ 災害時小児周産期リエゾンは、他の都道府県、関係学会、関係団体又は関係 業者に対して要請する具体的な人的支援及び物的支援に係る計画を検討するに 当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を 行う。
    - エ 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部において、時間の経過に伴 う保健医療ニーズの変化等について保健医療活動チーム等と情報共有を行うに 当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を 行う。
    - オ 災害時小児周産期リエゾンは、被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
  - ② 人的支援及び物的支援を行う都道府県における支援の調整に係る業務 人的支援及び物的支援を行う都道府県(以下「支援元都道府県」という。)の災 害時小児周産期リエゾンは、当該支援元都道府県が被災都道府県に対して、保健医 療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援を行うに当たり、当該支援元都道府 県の要請に応じて、助言及び調整の支援を行う。
- (4) 患者等の搬送の調整に係る業務
  - ① 被災都道府県における患者等の搬送の調整に係る業務
    - ア 災害時小児周産期リエゾンは、患者等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の要否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報を収集又は整理するに当たり、 都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
    - イ 災害時小児周産期リエゾンは、被災都道府県外へ患者等を搬送するに当たり、 必要に応じて搬送先都道府県の災害時小児周産期リエゾン等と連携を図る。
    - ウ 災害時小児周産期リエゾンは、搬送手段の確保に当たり、航空運用調整班、DMAT

都道府県調整本部(ドクターへリ調整部を含む。)、厚生労働省、消防機関、搬送 手段を保持する他の保健医療活動チームその他の保健医療活動に係る関係機関 と連携できるよう、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整 の支援を行う。

② 搬送先都道府県における患者等の受入れの調整に係る業務 搬送先都道府県の災害時小児周産期リエゾンは、当該搬送先都道府県が被災都 道府県から患者等の受入れを行うに当たり、当該搬送先都道府県の要請に応じて、 助言及び調整の支援を行う。

### (5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務

- ① 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部において、保健医療活動に係る情報について、時間経過に沿った記録の作成及び保存並びに EMIS 等を用いた共有を行うに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言を行い、これらの作業に必要な人員の確保に係る助言及び調整の支援を行う。
- ② 災害時小児周産期リエゾンは、自身の活動について、時間経過に沿った記録を作成及び保存し、保健医療調整本部に報告する。

### 3 災害時小児周産期リエゾンの活動の終了

- (1) 被災都道府県は、当該都道府県における小児・周産期医療提供体制等の確保に係る業務を、当該都道府県の職員等により実施することが可能と判断する時点を一つの目安として、災害時小児周産期リエゾンの活動の終了を決定する。
- (2) 被災都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの活動と都道府県災害医療コーディネーターの活動を同時に終了させる必要はなく、それぞれの役割を踏まえて、適切な時期に活動の終了を決定する。

## 第4 費用の支弁と補償

- 1 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。
- 2 都道府県からの招集又は都道府県により予め策定された自主参集基準に基づかない 災害時小児周産期リエゾンの参集について、費用支弁は原則として行わない。

# 宮城県災害医療コーディネーター設置・運営要綱

(趣旨)

第1条 地震,事故等によって大規模な人的被害が発生した場合において,必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう調整することによって被害の軽減を図るため,宮城県災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を置く。

### (委嘱及び任期)

- 第2条 コーディネーターは、災害医療に精通し、かつ、宮城県の医療の現状について熟知している者のうちから知事が委嘱する。
- 2 コーディネーターの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

(配置)

- 第3条 県全体の災害時医療救護活動全般の調整や特定専門分野の調整を行うコーディネーターと して、宮城県災害医療本部に本部災害医療コーディネーターを配置する。
- 2 地域における災害時医療救護活動を調整するコーディネーターとして、保健福祉事務所及び地 域事務所(保健所)並びに仙台市に設置する地域災害医療支部に地域災害医療コーディネーター を配置する。

(職務)

- 第4条 本部災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、保健福祉部長の要請により、 次の業務を行う。
  - (1) 県全体の患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
  - (2) 医療救護班の派遣先となる地域の決定に関する助言及び調整
  - (3) そのほか災害時における適切な医療体制の確保に関し必要な助言及び調整
- 2 地域災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、保健福祉事務所長若しくは地域事 務所長又は仙台市健康福祉局長の要請により、次の業務を行う。
  - (1) 地域内の患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
  - (2) 地域内の医療救護班等の派遣先の決定に関する助言及び調整
  - (3) そのほか地域の災害時における適切な医療体制の確保に関し必要な助言及び調整
- 3 保健福祉部長、保健福祉事務所長若しくは地域事務所長又は仙台市健康福祉局長は、災害医療 活動が安定した場合は、コーディネーターに対する出務の要請を解除するものとする。
- 4 コーディネーターは、その職務を終了するに当たっては、医療整備課長又は被災地を所管する保健所長等、仙台市においては保健医療課長に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用弁償等)

- 第6条 コーディネーターの費用弁償は、保健福祉部長、保健福祉事務所長若しくは地域事務所長 又は仙台市健康福祉局長の要請により出務した1日につき、「災害救助法施行細則」(昭和35年 宮城県規則第48号)別表第2に定める額を支給する。
- 2 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和37年宮城県条例第37号)の例により、扶助金を支給する。

(平時の体制)

第7条 コーディネーターは、平時においては、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行うものとする。

(事務)

第8条 コーディネーターに関する事務は、保健福祉部医療整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

# 宮城県災害医療コーディネーターの出務に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県災害医療コーディネーター設置・運営要綱(平成21年3月17日施行)第7 条の規定により、大規模災害時における宮城県災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の出務について必要な事項を定めることを目的とする。

### (出務の優先順位)

第2条 各コーディネーターの大規模災害時の出務に係る優先順位は、別表のとおりとする。

### (出務の要請)

- 第3条 保健福祉部長は、前項の優先順位の上位の者から出務を要請するものとする。同一順位の者が複数 いる場合は、災害の発生場所及び発生状況等から、より優先度が高いと認められるコーディネーターに対し出務を要請するものとする。
- 2 要請を受けたコーディネーターが被災又は所属先の都合等により出務できない場合は、次の順位のコーディネーターに対し出務を要請するものとする。

### 附 則

この要領は、平成22年7月26日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成23年2月10日から施行する。

### 別表

区 分	順位	氏	名	所属先
災害・救急医療機関	1	大庭	正敏	大崎市民病院
関係者	1	山田	康雄	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
	2	荒井	啓晶	みやぎ県南中核病院
	2	石井	正	石巻赤十字病院
医師会関係者	1	櫻井	芳明	社団法人宮城県医師会
	2	登米	祐也	社団法人宮城県医師会

# 大規模災害時医療救護活動マニュアル内規

# 災害医療本部職員用(H31.3月)

# 【事務局総括】

- (2) 災害医療コーディネーターへ災害医療本部の設置を報告及び出務要請
  - ・災害対策本部が Lv. 1~2 の場合は, 災害医療コーディネーターの出務について, 本部長及び副本部長と検討を行い, 必要に応じて, 災害医療コーディネーターへ出務要請を行います。
  - ・災害対策本部が Lv. 3 の場合は、災害医療コーディネーターへ出務を要請するよう、本部長及び副本部長へ具申します。

# 【出務ローテーション(例)】

- ●急性期メイン
- 【1】石井 正 先生 → 【2】山田 康雄 先生 → 【3】佐々木 宏之 先生
- ●慢性期メイン
  - 【1】登米 祐也 先生 → 【2】米谷 則美 先生

# 宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)運営要綱

(目的)

第1条 大規模な自然災害又は事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に、それらの現場等において救急医療、病院支援及び搬送支援の活動を行う宮城県災害派遣医療チーム(以下「宮城DMAT」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

なお、本要綱に定めるもののほかは、日本DMAT活動要領(平成18年4月7日付け医政 指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知)に定めるところによる。

\*DMAT: Disaster Medical Assistance Team (災害派遣医療チーム)

### (DMAT活動体制の整備)

- 第2条 知事は、DMATの活動が迅速かつ的確に展開されるよう、自衛隊、消防機関その他の 防災関係機関との協力・連携体制の整備に努めるものとする。
- 2 知事は、宮城DMATの活動及び運用に関して協議する場として「宮城DMAT連絡協議会」 を設けるものとする。

(宮城DMAT指定病院)

- 第3条 知事は、次の要件を満たす病院を宮城DMAT指定病院(以下「指定病院」という。) として指定するものとする。
  - (1) 宮城DMATを編成し、災害時に被災地等に派遣する意思を持つこと
  - (2) 宮城DMATの活動に必要な人員と装備を備えていること
- 2 前項の指定を受けようとする病院は様式第1号により申し出るものとする。
- 3 知事は、第1項による指定をしたときは、当該病院に対して指定証(様式第2号)を交付するものとするとともに、当該病院と「宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定」を締結するものとする。
- 4 知事は、指定病院が第1項の要件を満たさなくなったと認めるときは、その指定を取り消す ものとする。

(編成)

- 第4条 宮城DMATは指定病院の職員を持って編成することを基本とし、概ね医師1人から2人、看護師1人から2人、業務調整員1人から2人の計5人程度で1チームを編成する。
- 2 宮城DMAT隊員は、厚生労働省が実施する「災害派遣医療チーム研修」を受講したものであることを基本とする。ただし、当分の間、研修修了者と同等の知識等を有すると認められる職員(以下「宮城DMAT-L」という。)を隊員とすることを妨げない。
- 3 指定病院は、知事に対して当該病院のDMAT隊員の名簿(様式第3号)を提出し、また、 隊員に異動があった場合も同様とする。

### (宮城DMATの派遣)

- 第5条 宮城DMATの派遣は、被災地の都道府県等からの要請に基づくものとする。ただし、 被害状況が明らかでなく、緊急やむを得ない場合において、指定病院の長が自らの判断により 派遣することを妨げるものではない。
- 2 前項の場合において宮城DMAT-Lは緊急やむを得ない場合を除き,原則として県外への 派遣を行わないものとする。
- 3 厚生労働省からの要請に基づく場合は、宮城DMAT-Lを除く宮城DMATを派遣するものとする。

### (派遣要請の基準)

- 第6条 宮城DMATの派遣を要請する場合の基準は次のとおりとする。
  - (1) 県内における震度が6弱以上の地震
  - (2) 県内における、被災地の医療機関の対応能力を超える程度の負傷者の発生が予想される自然災害又は事故
  - (3) 厚生労働省又は他の都道府県から宮城DMATの派遣の要請があった場合

### (宮城DMATの派遣要請の手続き・派遣)

- 第7条 医療政策課長は、前条の派遣要請の基準及び被災地の状況等から、宮城DMATの派遣が必要と判断したときは、様式第4号により、指定病院の長に対して当該病院チームの派遣を要請するものとする。
- 2 前項の要請を受けた指定病院の長は、当該要請の趣旨を踏まえて当該病院チームの派遣の必要性を判断し、可能な場合は要請の内容に従って速やかに派遣し、その概要を様式第5号により医療政策課長に報告するものとする。
- 3 指定病院の長は、医療政策課長からの派遣要請を受ける前に、前条の派遣要請の基準に基づき、自らの判断で当該病院チームを派遣したときは、速やかにその内容を様式第6号により医療政策課長に報告し、その承認を受けるものとする。
- 4 医療政策課長は、前項の派遣について、前条の基準に基づき適正と判断した場合は、様式第7号により第1項の要請に基づく派遣と見なすものとする。
- 5 医療政策課長は、派遣を要請した宮城DMAT (前項の場合を含む。) の活動が終了した場合は、様式第8号によりその要請を解除するものとする。
- 6 第1項の要請に基づく派遣(第4項の場合を含む。)に係る医療活動が終了した後、指定病 院の長は当該病院チームの活動の概要を様式第9号により医療政策課長に報告するものとす る。
- 7 医療政策課長及び指定病院の長は、宮城DMATの派遣の要請又は自主的な派遣を行うに際して、必要に応じて、宮城県災害医療コーディネーターと協議するものとする。
- 8 派遣の要請又は要請の解除を行う者の順位は、医療政策課長、医療政策専門監、医療政策課 長補佐(総括担当)、地域医療第一班長とする。なお、第13条に規定する待機の要請等に関

しても同様とする。

(派遣要請の特例)

第8条 被災地の市町村長,消防機関の長及び災害拠点病院の長は、被災地の状況により必要と 判断した場合は、様式第10号により医療政策課長に対して、DMATの派遣要請を依頼する ものとする。

(県外のDMATの派遣要請)

第9条 知事は、県外のDMATの派遣を求める必要があると判断する場合は、厚生労働省又は他の都道府県に対して、当該都道府県のDMATの派遣を要請するものとする。

(活動)

- 第10条 宮城DMATは、被災地の内外で以下の活動を行う。
  - (1) 消防機関等と連携した情報の収集・伝達、トリアージ、救急医療等(現場活動)
  - (2) 災害拠点病院等での患者の治療等(病院支援)
  - (3) 被災地等での搬送中の患者の診療(域内搬送支援)
  - (4) 被災地内では対応困難な根治的な治療のために重症患者を被災地外に搬送するための拠点の開設(広域搬送支援)
- 2 宮城DMATは、医薬品及び医療資機材並びに移動手段及び生活手段等を、原則として、自 ら調達し、及び確保しながら継続した活動を展開することを基本とする。
- 3 医療政策課長は、DMATの参集拠点として最寄りの災害拠点病院を指定するものとする。

(指揮系統)

- 第11条 宮城DMATが県内で活動する場合は、宮城県災害対策本部の指揮の下で、被災市町 村災害対策本部との調整を図りながら活動するものとする。
- 2 宮城DMATが他の都道府県内で活動する場合は、当該都道府県災害対策本部のDMAT受け入れ態勢の中で活動するものとする。

(DMAT活動に対する支援)

第12条 医療政策課長は、宮城DMATの派遣を要請したときは、移動手段の確保や参集拠点病院、他の都道府県からの派遣されたDMAT及び被災地の消防機関等との連携についての調整等の必要な支援を行うものとする。

(待機要請等)

第13条 医療政策課長は,災害等が発生して第6条の派遣要請の基準に該当することが予想される場合は,指定病院の長に対して様式第11号により宮城DMATの待機を要請し,その後,基準に該当しないことが明らかになった時点でその要請を解除するものとする。

- 2 次の場合に宮城DMATは、前項の規定に基づく医療政策課長からの要請を待たずに、派遣 要請に応じるための待機の態勢をとるものとする。
  - (1) 宮城県内における震度が5強以上の地震が発生した場合
  - (2) 東北地方における震度が6弱以上の地震が発生した場合
  - (3) 東京都23区における震度が5強以上の地震が発生した場合
  - (4) 東北地方に津波警報(大津波)が発表された場合
  - (5) 東海地震注意報が発表された場合
- 3 指定病院の長は、宮城DMAT派遣のための待機を開始した場合は、その概要を様式第12 号により医療政策課長に報告するものとする。

(連絡等)

第14条 派遣又は待機の要請及び各種の報告・連絡は、ファクシミリ、電子メール、MCA 無線、電話等の方法によるが、正確を期すために、ファクシミリ、電子メールを活用するよう努めるものとする。

(費用負担)

第15条 指定病院の長は、宮城県と締結する「宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定」に基づき、医療政策課長等の要請により行った宮城DMATの派遣に要した費用を様式第13号により県に請求することができる。なお、第13条に規定する待機に要する費用は、当該病院の負担とする。

(研修等)

- 第16条 指定病院の長は、当該病院の宮城DMAT隊員の技術の向上を図るため、病院の内外で行われる研修又は訓練への参加について配慮するものとする。
- 2 知事は、宮城DMAT隊員の資質の向上を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

(事務)

- 第17条 宮城DMATに関する事務は、医療政策課において処理する。
- 2 医療政策課長は、宮城DMATの運用、活動の支援、研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、宮城DMATの運用に関して必要な事項については、 知事が指定病院の長等と協議の上、別途定める。

附則

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。 附 則 この要綱は、令和元年9月18日から施行する。 (様式第1号)

## 宮城DMAT指定病院の指定申出書

年 月 日

宮城県知事 殿

病院名

○○病院長

宮城DMAT運営要綱第3条第1項の規定に基づき、当病院を宮城DMAT指定病院に指定されるよう申し出ます。

記

## 1 チームの構成

区分	氏名	男女	年齢	研修履歴*	備考 (専門等)
医師					
看護師					
事務					

- \*厚生労働省が実施する「災害派遣医療チーム研修」等
- 2 必要とされる装備, 備品等の整備状況 (別紙)

(様式第2号)

第 号

指 定 証

名 称 ○○病院

所在地

上記医療機関を宮城DMAT指定病院として指定します。

年 月 日

宮城県知事

# (様式第3号)

### 宮城DMAT隊員名簿

## 指定病院

## チームの構成

区分	氏名	男女	年齢	研修履歴*	備考 (専門等)
医師					
看護師					
事務					

<sup>\*</sup>厚生労働省が実施する「災害派遣医療チーム研修」等

## (様式第4号)

# 宮城DMAT派遣要請書

年 月 日

(DMAT指定病院の長) 殿

宮城県保健福祉部

医療政策課長

災害等の発生に伴い、貴病院からの宮城DMATの派遣が必要と認められるので、宮城DMAT運営要綱に基づき、下記のとおり、宮城DMATの派遣を要請します。

なお,派遣の可否等について,別紙(様式第5号)により報告願います。

1災 害	年 月 日	午前・午後 時	分発生 地震 (火災,事故)
2派遣要請日時	年 月 日	午前・午後 時	分
3 要請人員	医師	名	
	看護師	名	
	薬剤師	名	
	業務調整員	名	計名
4派遣先			
5 参集拠点			
6 被災地の状況			
7 特記事項			

# (様式第5号)

# 宮城DMAT派遣報告書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

(DMAT指定病院の長)

年 月 日に要請のあった当病院の宮城DMATの派遣については、下記のとおり決定したので報告します。

記

# □派遣します。

1派遣日時	年 月 日	午前・午後 時	分	
2要請人員	医師	名		
	看護師	名		
	薬剤師	名		
	業務調整員	名	計	名
3移動方法				
4 派遣先				
5 参集拠点				
6 特記事項				

□派遣できません。

## (様式第6号)

## 宮城DMAT派遣承認依頼書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

(DMAT指定病院の長)

下記の災害に伴い、当病院から宮城DMATを派遣したことを、宮城DMAT運営要綱第7条第3項の規定に従って報告しますので、承認願います。

記

1 災害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
2被 災 地	市・町・村 地	
3被災状況	種別:地震,火災,事故(	)
	想定負傷者数	
4 派遣期間	派遣決定 : 年 月 日 午前・午後 時 分	
	撤収(予定): 年月日午前・午後時分	
5 要請人員	医師 名	
	看護師 名	
	薬剤師 名	
	業務調整員  名  計  名	
6 参集拠点		
7 特記事項		

# (様式第7号)

宮城DMAT派遣承認書

年 月 日

(DMAT指定病院の長) 殿

宮城県保健福祉部

医療整備課長

年 月 日付けで報告のあった貴病院の宮城DMATの派遣については、宮城DMA T運営要綱第7条第4項の規定に基づき、同条第1項の要請による派遣とみなします。 (様式第8号)

## 宮城DMAT派遣(待機)要請解除通知書

年 月 日

(DMAT指定病院の長) 殿

宮城県保健福祉部 医療政策課長

年 月 日に貴病院に対して行ったDMATの派遣(待機)の要請を解除します。

(様式第9号)

# 宮城DMAT活動報告書

年 月 日

宮城県保健福祉部 医療政策課長 殿

DMAT指定医療機関

○○病院長

印

出重	力要	請日	時		
活	動	期	間		
出	動	隊	員	医 師	氏名
				看護師	氏名
				その他	職・氏名
活	動	場	所		
災	害	概	要		
活	動	内	容		
特	記	事	項		

# (様式第10号)

## 宮城DMAT派遣要請依頼書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

(被災地の市町村長等)

下記のとおり災害が発生した(発生が見込まれる)ので、宮城DMATの派遣を要請されるよう依頼します。

1 災害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分
2被災地	市・町・村 地
3被災状況	・種別: 地震, 火災, 事故()
	・想定負傷者数
	・特記事項
	被災地の状況
	負傷者の状況
	医療機関の状況
· > > He Ha Ha	
4 派遣期間	年月日午前・午後時分~
(見込み)	
5 参集拠点	
6 進入経路	
7 特記事項	

# (様式第11号)

# 宮城DMAT待機要請書

年 月 日

(DMAT指定病院の長) 殿

宮城県保健福祉部

医療整備課長

災害等の発生に伴い(発生するおそれがあり),宮城DMAT運営要綱第 6条の派遣要請の基準に該当する可能性があるので,同要綱第 1 3条の規定に基づき,宮城DMATの派遣のための待機を要請します。

なお、待機を開始した場合は、宮城DMAT待機開始報告書(様式第12号)により報告願います。

1 待機要請日時	年 月 日 午前・午後 ほ	寺 分
2災 害	年 月 日 午前・午後 時	寺 分発生
	地震(火災,事故	)
3 想定される被災地		
4 特記事項		

# (様式第12号)

# 宮城DMAT待機開始報告書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

(DMAT指定病院の長)

下記のとおり、宮城DMATの派遣のための待機を開始したので報告します。

1 災 害	年 月 日	午前・午後 時	分発生	
	地震(火災,事故	汝	)	
2 待機開始日時	年 月 日	午前・午後 時	分	
3 待機人員	医師	名		
	看護師	名		
	薬剤師	名		
	業務調整員	名	計	名
4 移動方法				

(様式第	1	3	문)
ハボナンカ	1	U	77/

請 求 書

年 月 日

宮城県知事

殿

病院(団体)名

職·氏名

印

担当者

連絡先

○○○○における救護活動業務について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金

円

2 振込先等

振込先		銀行	支店
口座番号	普通・当座		
口座名義人			
口座名義人ヨミガナ			

3 請求の内訳:別紙のとおり